

地域医療構想調整会議に関する 動向について

平成30年11月 熊本県健康福祉部

1

1 病床機能報告のデータ活用

◆厚生労働省は、個別の医療機関ごとの診療実績をもとに、地域医療構想調整会議で各医療機関の担うべき役割を共有するよう要請している。

(平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

○共有する診療実績（下線以外は病床機能報告のデータから集計可能）

高度急性期・急性期	手術の実施状況、がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況、重症患者への対応状況、救急医療の実施状況、全身管理の状況など
回復期	急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況、全身管理の状況、疾患に応じたリハ・早期からのリハの実施状況、入院患者の居住する市町村・ケアマネジャーとの連携状況など
慢性期	長期療養患者の受入状況、重度の障害児等の受入状況、全身管理の状況、疾患に応じたリハ・早期からのリハの実施状況、入院患者の状況、入院患者の退院先など

⇒地域調整会議で確認する課題（手術件数、リハの多寡等）に応じた議論を深めるとともに、在宅等の他分野の協議会等でも活用可能。

2

2 地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策

◆ 厚生労働省は、地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策として、都道府県に対して以下の実施を要請した。(平成30年6月22日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

➤ 地域医療構想アドバイザーの設置

- ・ 地域医療構想の進め方に関する調整会議の事務局への助言、調整会議に参加して参加者への助言

➤ 都道府県主催研修会の開催

- ・ 調整会議の参加者、事務局を含む関係者間の認識を共有する

3

3 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応

H30. 8. 31都道府県職員医療政策研修会資料より

基本的な考え方

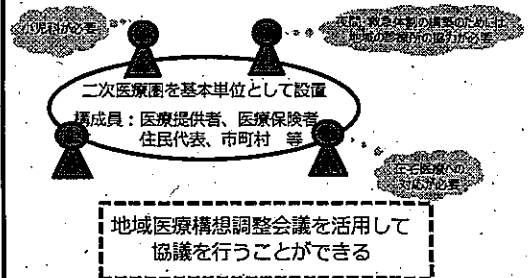
○ 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、夜間救急連携等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえると、

(1) 外来医療機能に関する情報を可視化し

(2) その情報を新規開業者等へ情報提供するとともに、

(3) 地域の医療関係者等において外来医療機関間での機能分化・連携の方針等について協議を行うことが必要。

外来医療に関する協議の場を設ける



法律の内容 (いずれも医療法改正)

<外来医療提供体制の確保>

① 医療計画に、新たに外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を記載することとする。(2019年4月1日施行)

<外来医療提供体制の協議の場>

② 都道府県知事は、二次医療圏ごとに外来医療の提供体制に関する事項(地域の外来医療機能の状況や、救急医療体制構築、グループ診療の推進、医療設備・機器等の共同利用等の方針)について協議する場を設け、協議を行い、その結果を取りまとめて公表するものとする。(2019年4月1日施行)